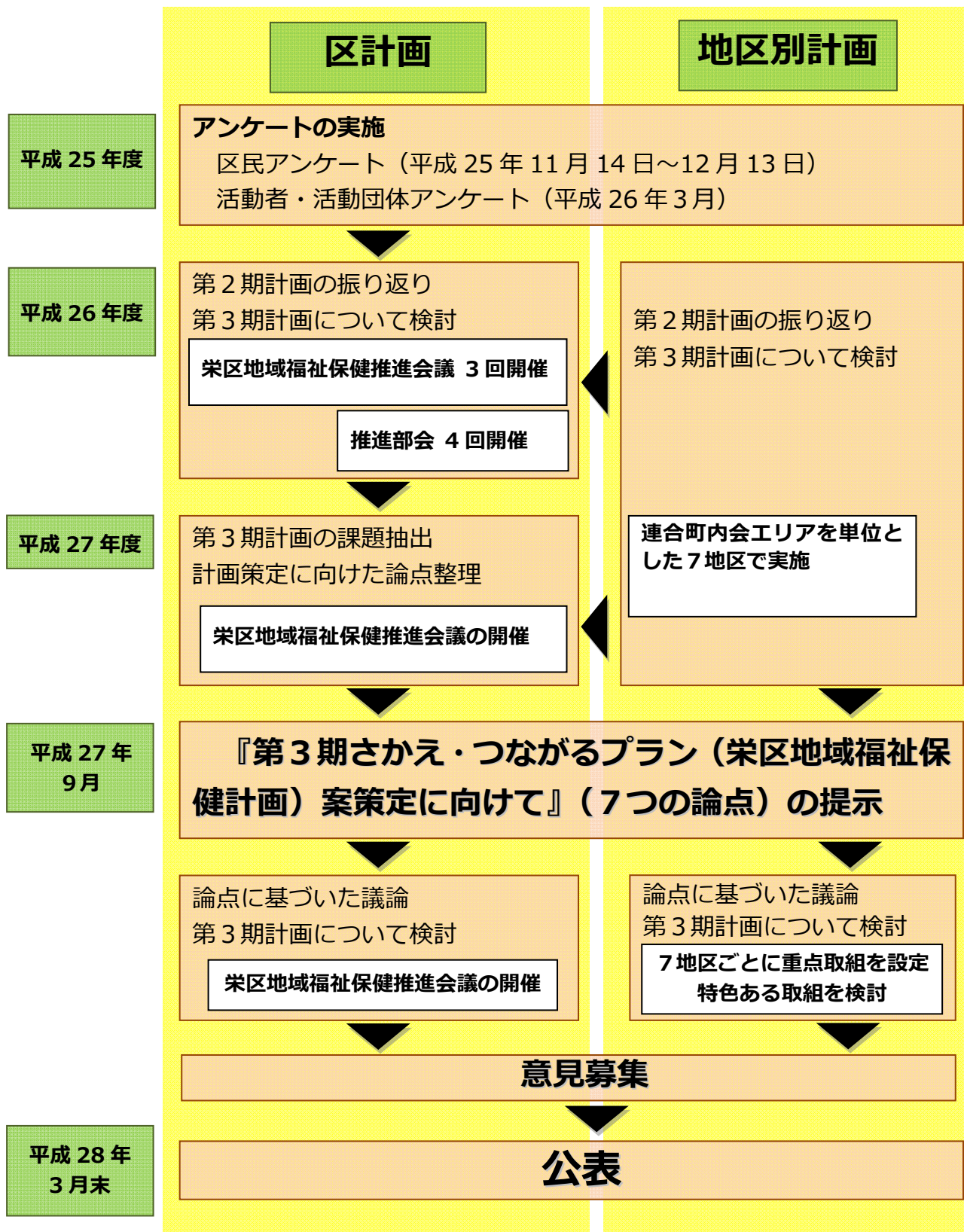


第5章 策定の経過

1 第3期計画策定のプロセス



2 第2期計画の振り返り

第2期計画では、サロンなどの交流・集いの場づくり、継続的な健康づくりの取組、情報誌等による情報受発信の取組など、身近な地域での活動が充実してきています。また、子どもや青少年と地域がつながるイベント等の機会や障害児・者が身近な地域で参加・体験できる活動も増えてきています。地域での様々な安全・安心に関わる取組が評価され、平成25年10月にはWHO協働センターよりセーフコミュニティ認証を取得することができました。

しかし一方で、高齢化の進む栄区では、地域活動の担い手の高齢化や担い手の固定化が課題となっており、地域みんなで地域を支えるムーブメントづくり・人材づくり、取組を自立的継続的に運営できる組織づくりなど、社会を支える新たな基盤づくりが求められています。

第3期計画では、これまで充実してきた取組を大切に進めるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、区民総参加で地域課題への取組を行っていきます。

■第2期計画 基本方針ごとの総合評価

1 担い手の発掘・育成	
担い手拡大に向け、趣味をきっかけにするなど取組に工夫がみられますが、顔ぶれの固定化、担い手の高齢化など課題が多く残っています。	△ (一部不十分)
2 情報の受発信	
情報誌や顔の見える関係による身近な地域での伝達は充実してきています。今後は情報を届けたい相手に合わせた媒体の活用等が課題です。	○ (目標通り)
3 健康・生きがいづくり	
身近な地域での健康づくりの活動が広がっています。しかし、若い世代への健康意識向上については、さらに取組を進めていく必要があります。	○ (目標通り)
4 交流の場づくり	
身近な地域の中のサロン等が増加し、交流の場が充実してきています。交流を通じ、情報伝達、学び、見守りなど様々な効果が得られています。	◎ (目標を上回る成果)
5 生活環境の向上	
活発な地域活動が評価され、セーフコミュニティ認証を取得できました。今後はこの仕組みを活かしたまちづくりの実践を進める必要があります。	◎ (目標を上回る成果)
6 高齢者・障害者等支援	
高齢者が参加・活動できる場が充実してきており、見守り・孤立予防の仕組みもできてきています。地域での障害児・者の活動や体験の機会が増えてきています。疾病や障害に対してより理解を拡げる必要があります。	○ (目標通り)
7 次世代育成・支援	
子どもや青少年と地域がつながるイベントなど機会が増加しています。身近な地域で子育てを支援する風土づくりを進める必要があります。	○ (目標通り)

3 用語解説集

ア	あんしん キーパー	後見的支援制度（福祉施設等の専門機関だけではなく、日常的に関わることのできる地域の方々の協力を得ながら障害のある方を見守る制度）において、障害のある方の日常生活を見守りながら、何か気づいたことがあった時には、後見的支援室に連絡をするお手伝いをしている人
イ	移動情報 センター	移動に関して支援を必要とする障害のある人及びその家族等を対象に、移動支援に関する情報提供や福祉サービスの紹介・調整等を行っている。
エ	N P O	N P Oとは、「Non Profit Organization」（民間非営利団体）の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、利益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をN P O法人と言う。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
コ	孤立死	家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある人が、相当期間放置されるような死。介護者、支援者が亡くなることにより、その援助を受けていた人が亡くなるケースを含む。死亡から発見までの期間は定めない（全国的に見ても明確な定義がない状況のなかでの横浜市の考え方）。
サ	サロン	身近な地域で様々な人が気軽に集える“場”のこと。町内会館をはじめ、空き家や空き店舗、自宅の一室など、様々な場所で開かれている。
シ	シニアクラブ	地域を基盤とする高齢者の自立的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。概ね 60 歳以上の会員のクラブ。区によっては老人クラブ、シルバークラブという名称にしている場合もある。
シ	社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び 18 の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	ジョブスポット	生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う窓口。横浜市では、平成 25 年 2 月に神奈川県労働局と協定を締結し、連携して「ジョブスポット」設置を進めている。

シ	自立支援協議会	<p>障害者総合支援法に定められ、地域において障害者等への支援体制の整備を図るために各市町村に設置された協議会。関係機関の課題の情報共有や相談機能の強化、地域の関係機関でのネットワーク構築を目的としている。</p> <p>栄区では、平成 11 年に発足した「栄区障害者等地域部会」を、平成 18 年の障害者自立支援法施行にあわせて「栄区自立支援協議会」とし、代表者会議のほか、毎月 1 回程度の定例会を開催し、「こども部会」「生活を考える部会」「出前講座」「精神部会」の各部会で活動してる。また、平成 28 年度から、「相談支援部会」が組織される。</p>
セ	生活支援センター	<p>地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や情報の提供、地域交流活動などを行っている。</p>
セ	成年後見制度 (市民後見人含む)	<p>判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)の権利を保護し、支援するための制度。従来は禁治産・準禁治産制度があったが、硬直的で利用しにくいものであり、自己決定の尊重を背景に、平成 12 年 4 月に民法の一部改正により施行された法定後見制度と契約型の制度として創設された任意後見制度から成り立っている。横浜市では、平成 24 年度より、同じ市民の立場で被後見人(成年後見制度を利用する方)を支援する「市民後見人」を養成・活動支援している。</p>
タ	団塊の世代	<p>日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代、第二次世界大戦直後の昭和 22 年(1947)～昭和 24 年(1949)に生まれ、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のことを呼ぶ。</p>
チ	地域活動ホーム	<p>障害者地域活動ホームは障害児・者の地域生活を支援する拠点施設。相談支援事業、日中活動事業、生活支援事業(一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫)などを実施している。</p>
チ	地域ケアプラザ	<p>誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を提供する施設で区内に 6 館ある。</p> <p>地域ケアプラザの地域交流部門には「コーディネーター」が配置されており、地域のニーズを発見し、受け止め、地域の資源(情報・人・場所など)をつなぎ、地域での生活を支えるネットワークの中心を担っている。</p> <p>地域包括支援センターは、介護保険制度の中に位置づけられた機関で、高齢者が自分たちの住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として横浜市が設置。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に行っている。</p>
ニ	認知症カフェ	<p>認知症の人やその家族の居場所づくりや支援を目的に認知症の人やその家族、地域住民や専門職等、誰もが気軽に立ち寄ることができる集いの場</p>

二	認知症 サポーター (キャラバン メイト含む)	「認知症サポーター養成講座」受講により、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守ることのできる応援者で、子どもから高齢者まで誰でもなることができる。また、認知症サポーターを養成する講師として「キャラバン・メイト」の活動がある。
八	ハートフル サポーター (ゲートキーパー)	身近な地域のつながりの中で自殺のサインに気づき、専門機関などへつなぐ役割を担う人材「ゲートキーパー」のことを、栄区では「さかえ・ハートフルサポーター」と呼んでいる。区民誰もが「さかえ・ハートフルサポーター」になることを目指し、研修を行っている。
八	発達障害	発達障害とは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の汎用性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

4 委員名簿

平成27年度栄区地域福祉保健推進会議

(50音順・敬称略 ○学識経験者)

委員氏名	選出団体
安藤 宗博	横浜市幼稚園協会栄支部 支部長
石渡 元	栄区中学校校長会 代表
磯崎 保和	栄区連合町内会 会長
上野 和夫	社会福祉法人杜の会 理事長
江口 一彦	栄区医師会 会長
大矢 享	栄歯科医師会 会長
奥代 智子	栄区社会福祉協議会ボランティア・市民活動団体分科会長
北内 末子	栄区薬剤師会 会長
小西 淳一	栄区青少年指導員協議会 会長
篠原 正治	社会福祉法人横浜長寿会上郷苑 施設長 (栄区社会福祉協議会高齢者支援分科会長)
竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 会長
田中 伸一	栄区保健活動推進員会 会長
○豊田 宗裕	聖徳大学社会福祉学科 准教授
長瀬 潔	栄区民生委員児童委員協議会 会長
名里 晴美	社会福祉法人訪問の家 理事長
日浦 美智江	栄区社会福祉協議会 会長

平成 28 年 3 月発行 第 3 期 栄区福祉保健計画 さかえ・つながるプラン
事務局・連絡先

栄区役所 福祉保健課

〒247-0005 栄区桂町 303-19

Eメール sa-fukuho@city.yokohama.jp

電話番号 045-894-6963

F A X 045-895-1759

栄区社会福祉協議会

〒247-0005 栄区桂町 279-29

Eメール office@sakaeku-shakyo.jp

電話番号 045-894-8521

F A X 045-892-8974